

こくみん共済 coop の共済制度の取り組み

三洋電機洋友会は、福祉活動としてこくみん共済 coop の共済制度の取り組みを行います。

なお、共済契約等にかかる事務手続きは、会員からの委任にもとづいて三洋電機洋友会事務局が代行します。

この事務手続きに際して生じる費用相当額は、共済契約者に代わってこくみん共済 coop から団体事務手数料として支払われます。

また、共済契約に関する事務手続きを円滑にすすめるため、こくみん共済 coop より必要最小限の範囲において個人情報の提供を受けます。

三洋電機洋友会の会員は、会員間の相互扶助を目的として、共済制度を利用しています。共済金の支払事由が発生した場合には、速やかに三洋電機洋友会事務局へご連絡ください。

なお、掛金額・保障内容等(※)に変更があった場合には、更新日時点における変更後の事業規約・細則にもとづく掛金額・保障内容等(※)により更新します。

*共済金をお支払する要件(支払事由)、共済金の額およびその他契約の内容となるすべての事項。

なお、掛金額・保障内容等(※)に変更があった場合には、更新日時点における変更後の事業規約・細則にもとづく掛金額・保障内容等(※)により更新します。

*共済金をお支払する要件(支払事由)、共済金の額およびその他契約の内容となるすべての事項。